

よくある質問と回答（案）

質 問		回 答
1	申請受付は先着順か。	申請は先着順での受付となり、申請に必要な書類の全てが揃った時点で受付完了となります。
2	予算がなくなり、申請受付期間内に受付を終了する可能性はあるか。	申請期間内であっても、予算がなくなり次第、受付を終了します。申請状況等を踏まえ、予算上限に達する見込みになりましたら、ホームページ等でお知らせいたします。
3	他の補助制度との併用は可能か。	交付金と他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施するものを、同一の交付対象設備に対して併用することはできません。また、北広島町空き家活用定住促進事業補助金等の町の補助との併用ができない場合がありますので、補助金の併用をお考えの場合は、事前にご相談ください。
4	補助対象経費は税込み又は税抜きのどちらで算出するか。	税抜き価格で算出してください。
5	交付決定までの標準的な処理期間はあるか。	書類の不備がなく申請を受け付けてから2週間～3週間程度を目安としてください。
6	同一の申請者が、同じ年度内に複数回申請することができるか。	同一申請者の申請は、原則として、年度内1回のみとします。やむを得ず、年度内に複数の申請を行う場合は、事前にご相談ください。なお、異なる年度に（例えば、2年続けて）、それぞれ申請を行うことは妨げません。
8	交付申請時点で、町内に住民票がない個人又は事業所がない事業者は、申請ができるか。	申請はできますが、実績報告書の提出までに、町内に住民票を移す、又は事業所を設置する必要があります。また、この場合、交付申請書類の「事業計画書」備考欄にその旨を記載してください。
9	補助対象経費とならないものは、どのようなものがあるか。	既存機器の撤去費用・処分費用、メンテナンス費（保証料）、保守契約費用、内訳が不明瞭な経費、事業の用に供さない機器の費用、リースに係る手数料、租税公課、振込手数料などは、補助対象経費から除外してください。
10	設備を設置するために、建物の建築や基礎工事が必要となるが、交付対象経費として計上することができるか。	建物（カーポート本体を含む。）は、交付対象外です。また、土地造成費や建物の建設工事に係る基礎工事部分や設備の設置等に伴う建築物の躯体等に関する工事も交付対象外となります。
11	設備の設置工事等を行う事業者が、自ら設備導入をする場合は対象となるか。	対象となります。ただし、工事費等の内訳が他の事業者の価格と比べて著しく高価な場合は、金額の妥当性を示す根拠を示していただく場合があります。なお、設備設置工事等を生業としない者によるDIYは、導入する設備の性能や安全性を担保できないため対象としません。
12	補助対象となる工事と一緒に対象とならない工事（全額自己負担で行うもの）を同時に発注することは可能か。	別々に発注することが望ましいですが、一緒に発注しても問題はありません。ただし、その場合には、補助対象事業の経費と補助対象外事業の経費が、見積書や発注書・契約書、請求書等の中で明確に判別できるようにしてください。
13	すでに太陽光発電設備を設置しているが、追加で設置する場合に補助金を受けることはできるか。	可能です。ただし、すでにある発電パネルと合わせて発電した電気を一定の割合以上（個人30％、事業者50％）自家消費する必要があります。
14	事業所兼住宅の場合は、個人か事業者のどちらの設置区分が適用されるか。	自宅兼事務所（店舗兼住宅）への太陽光発電設備の設置は、原則、事業者設置としての交付額（5万円/kW）や自家消費率（業務用：50％以上）の要件等が適用されます。
15	蓄電池のみの設置は補助の対象となるか。	補助の対象となりません。
16	借家で高効率給湯や空調等を導入する場合は、補助の対象になるか。	借主が事業を行う場合は、貸主の承諾書の提出が必要です。貸主が行う場合は、事業者設置扱いとなります。
17	ZEHに際して、太陽光発電設備等の再エネ設備を導入するが、事業計画を作成する上での注意点はありますか。	ZEHに際して、太陽光発電設備等の再エネ設備を導入する際、事業計画には、太陽光発電設備等の再エネ設備とZEHで切り分け、別事業として記入する必要があります。一方で、ZEHで交付対象となる設備（空調設備、給湯設備等）に係る経費については、ZEHに包含して記入してください。
18	太陽光発電設備で発電する電力量の一定の割合（業務用：50%、家庭用：30%）以上とすることとは、どのように確認すればよいか。	交付申請時に、自家消費率がわかるシミュレーション結果を提出いただく必要があります。また、事業完了後は、年に一度、計測器等の数値から自家消費比率を逆算いただき、疑義があるときには、小売電気事業者との需給契約に係る年間の電気料金請求書等・検針票や、毎月の発電電力量の記録等をご活用いただき、状況確認をしていただくこと等が想定されます。
19	施設を新築する際の設備導入について、CO2削減量の考え方はどうすればよいか。	例えば、新築する前の建物と新築する建物を比較したり、標準的な設備の導入を仮定したりする等し、CO2排出削減効果を算出することが考えられます。この他、明確な根拠を基にした、妥当性が認められる方法で算定することも可能です。
21	更新した既存機器は速やかに廃棄する必要があるか。	省エネ及び地域の脱炭素化を目的に、既存機器を省エネ型の機器に更新していただくことを支援する事業であり、機器の増設は対象外としていることから、更新に伴い既存機器は廃棄していただきます。
22	補助金の概算払いは可能か。	概算払いは行いません。
23	補助金の実績報告の期限（2月末）までに事業が完了しない場合、どうなるか。	補助金がお支払いできない可能性があります。事業が期限までに完了しない見込みが出てきた段階で（遅くとも1月中）、町環境生活課 ゼロカーボン推進室にご相談ください。実績報告の期限直前や期限をすぎteご連絡いただいた場合、補助金はお支払いできません。
24	複数の交付対象設備を組み合わせて導入する事業について、機器の調達不足等により一部、事業対象年度内に完了しない場合、どのような手続きとなるか。	交付決定を受けた年度の事業について、当該年度内の完了予定期日までにその一部でも完了しない場合には、あらかじめ当該完了予定期日を変更していただく必要があります。事業が期限までに完了しない見込みが出てきた段階で（遅くとも1月中）、町環境生活課 ゼロカーボン推進室にご相談ください。実績報告の期限直前や期限をすぎteご連絡いただいた場合、補助金はお支払いできません。
25	交付決定後に補助対象機器や補助対象経費に変更が生じても問題ないか。	変更が生じると分かった時点で必ず町環境生活課 ゼロカーボン推進室に相談してください。なお、補助対象経費が増えた場合でも補助金の上限額は交付決定額となる点にご留意ください。
26	交付金により取得した設備等について、財産処分制限期間内に譲渡等を行う場合の手続きはどうなるか。	「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知）」に基づき手続きが必要となります。事業計画の策定時点で、交付の目的の範囲内で譲渡等により所有者が変わることが見込まれている場合は、あらかじめ事業計画に盛り込むことも考えられますので個別にご相談ください。
27	補助対象事業の要件となる「同一敷地内」の建物とは、住宅又は事業所と同じ地番である必要があるか。	住宅又は事業所のある土地に隣接していれば、異なる地番であっても、同一敷地とみなせる場合があります。
28	個人で農業を営んでいるが事業所として対象になるか。	事業所得の申請を行っている方は対象となります。ただし、兼業農家で会社に雇用されている被雇用者や被扶養者の方は対象外となります。